

公立保育所の民間移管に係る公募等について

1 これまでの経過

- 平成 17 年度に策定した公立保育所再編基本方向[※]において、民間移管等により、当時 14 か所の公立保育所を、平成 31 年度までに約半数とすることとしています。

※ 平成 21 年度に計画期間を平成 31 年度まで延長

- 基本方向に沿って、これまで、平成 20 年度にさくら保育所とときわ保育所、平成 22 年度に南保育所と栄保育所の計 4 か所の公立保育所を民間に移管しています。
- 今後、平成 30 年度にあやめ保育所、平成 31 年度にひばり保育所を移管するほか、保育需要などを見極めながら、1 か所の公立保育所を廃止することとしています。

2 あやめ保育所及びひばり保育所の移管先の公募等

(1) 移管先の公募

① 応募資格・条件

- 以下の全ての要件を満たす法人を対象とします。
 - ・ 十勝管内で認可保育所や幼稚園、認定こども園を5年以上運営している社会福祉法人または学校法人
 - ・ 北海道の認可保育所の設備・運営基準等を遵守し、安定的に保育業務を実施できること
 - ・ 移管後の保育所に勤務する正職保育士は平均勤続年数が7年以上であること
など

② 移管後の保育所の保育内容

- ①に加え、開所日・時間や保育士の配置、延長保育や乳児保育の実施、自園調理の実施など、現在の保育内容を引き継ぐことを要件とします。

(2) 移管先候補の選定及び移管先の決定

① 移管先候補の選定

○ 保護者関係者、学識経験者等で構成される選定委員会で、主に以下の項目について、応募法人の審査を行い、移管先候補を選定します。

- ・ 法人が設置する他の保育所、幼稚園等の保育・教育方針、運営状況
- ・ 移管を受けた場合の新保育所の保育方針、運営方法
- ・ 法人の財務及び人事管理の状況 など

② 移管先の決定

○ 選定委員会の選定結果を踏まえて市で移管先を決定します。

(3) 移管先の公募等のスケジュール

項 目	時 期	
	あやめ保育所	ひばり保育所 (予定)
応募用紙の配布・ 応 募 期 間	平成28年 8月1日～ " 9月2日	平成29年 8月
選定委員会における 移管先候補の選定	平成28年 9月上旬～ " 10月上旬	平成29年 9月～ " 10月
移 管 先 の 決 定	平成28年10月中旬	平成29年10月
所管委員会への報告	平成28年11月	平成29年11月

3 あやめ保育所及びひばり保育所の移管方法等

- (1) 保育所建物 無償譲渡
- (2) 保育所の用地 無償貸与
- (3) 保育所の備品 無償譲渡
- (4) 保育所の定員 90名
- (5) 円滑移管措置 移管の前年度に、移管保育所に対して、法人から移管後中核となる保育士等の派遣を受け、1年間引継ぎを実施